

おもな学校園感染症一覧表

※学校保健安全法で定められた学校感染症です。

	病 名	出席停止期間の基準（めやす）
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイ ルス属SARSコロナウイルスであるものに限 る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウ イルス属MERS コロナウイルスであるものに限 る。）特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感 染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特 定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発熱日を 0 日として 5 日間、かつ解熱後 2 日(幼児は 3 日) ※5日間の数え方は、土・日・祝日も含みます。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物 質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を 経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他感染症（条件によっては出席停止の措置が必 要と考えられる感染症の例）	ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、 伝染性紅斑（リンゴ病）、手足口病、流行性嘔吐下痢症、 ウイルス性肝炎等

※上記のような感染性の病気にかかったときは、医師の治療を受け、登校（園）の許可があるまで家で休んでください。この場合の休みは「出席停止」で欠席扱いにはなりません。

※治癒後、登校（園）するときは、医療機関で「意見書（治癒証明書）」を記入してもらったものをお子さまに持たせてください。但し、インフルエンザおよび溶連菌感染症の場合「意見書（治癒証明書）」は廃止となりましたので、保護者の方が所定の用紙に必要事項を記入し、登校の際に学校へ提出してください。

※令和 2 年 2 月 1 日より新型コロナウイルス感染症は第 1 種学校感染症とみなされることになりました。